

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

常に良質な医療を提供するにあたって、院内感染防止に努めることは極めて重要である。

当院における感染症の新たな発症や集団発生を防ぐ体制を確保するために、病院全体の課題として感染対策に取り組み、すべての職員がその必要性を認識し自ら率先して実践していかなければならない。これにより医療の質の向上と医療経済の改善に寄与する。

2. 院内感染対策のための委員会等の組織に関する基本的事項

本院における院内感染対策を推進するため、院内感染対策委員会及び院内感染対策の実務を担当する部門として感染管理部を設置する。

感染管理部には、実務管理者として専任の院内感染管理者及び実務担当者として専任の院内感染管理担当者を置き、医師、看護師、薬剤師及び臨床検査技師から構成されるインフェクションコントロールチーム（以下「ICT」という。）と各部署のインフェクションコントロールマネジャー（以下「ICM」という。）が共同して院内感染防止と院内感染発生時の対応にあたる。

(1) 院内感染対策委員会

院内感染対策に関する次に掲げる事項を審議するため、月1回定期的に開催し、必要に応じて臨時に開催する。

【院内感染対策委員会審議事項】

- ① 院内感染対策指針及び院内感染対策のマニュアルに関すること。
- ② 院内感染の予防対策に関すること。
- ③ 院内感染発生時の対応及び改善策に関すること。
- ④ 院内感染対策に係る情報の収集及び医療従事者への周知に関すること。
- ⑤ 院内感染対策に係る教育及び研修に関すること。
- ⑥ 院内感染対策の実施状況の評価に関すること。
- ⑦ その他院内感染対策に関すること。

(2) 感染管理部

病院全体の感染管理の指導的役割を担い、かつ院内感染対策の実務を担当し、感染症に関わるサーベイランス、コンサルテーション、感染対策指導、感染対策関連のマニュアルの整備、医療従事者への教育、研究活動を行う。

【感染管理部の業務】

- ① 院内感染に係る情報の収集、管理及び提供に関すること。
- ② 院内感染対策マニュアルの整備に関すること。
- ③ 院内感染発生時の対応及び改善策に関すること。
- ④ 院内感染に係る抗微生物薬の適正な使用指導に関すること。
- ⑤ 院内感染の監視に関すること。
- ⑥ 院内職業感染対策に関すること。
- ⑦ 院内感染防止に係る教育及び指導助言に関すること。
- ⑧ 感染管理に係る施設設備に関すること。
- ⑨ 感染症治療に係る指導助言に関すること。
- ⑩ 特殊感染症対策に関すること。
- ⑪ 易感染患者に係る指導助言に関すること。
- ⑫ 臨床感染症学の教育に関すること。

- (3) 専任の院内感染管理者等
専任の院内感染管理者及び専任の院内感染管理担当者は、各部署との連携を図り、病院全体の院内感染防止・感染管理の業務にあたる。
 - (4) ICT
院内感染状況、抗菌薬の適正使用、職員の感染防止対策の実施状況等を把握し、指導を行う。
 - (5) ICM
感染管理部の指導の下に各部署における院内感染対策の徹底を図る。また、院内感染発生時は、感染拡大防止のために、各部署における責任者とともに対応する。
3. 院内感染対策のためのすべての職員に対する研修に関する基本方針
すべての職員の院内感染に対する意識の向上を図るため、院内感染対策のための基本的な考え方及び具体的方策について周知徹底を図ることを目的にすべての職員を対象に研修会を年2回程度実施する。また、必要に応じて随時実施する。
 4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針
院内感染の発生及び拡大の防止を図るため、院内感染の発生状況を把握し、職員に感染症の発生動向を周知する。
 - (1) 院内感染対策上問題となる病原体が検出された場合は検査部門より感染管理部及び当該部署に直ちに報告がなされ、感染管理部においては状況を分析し、必要に応じて当該部署と協力して対策を実施し感染拡大を防ぐ。
 - (2) 院内感染対策上問題となる感染症が発生した場合は、ICM又は医師・歯科医師・看護師長等は、感染管理部に直ちに報告する。
 5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針
院内感染対策上問題となる感染症が発生した場合は以下の手順で対応する。
 - (1) 院内感染対策上問題となる感染症が発生した場合は、ICM又は医師・歯科医師・看護師長等は、感染管理部に直ちに報告する。
 - (2) 感染管理部は、発生状況を把握・調査するとともに、拡大防止策を実施する。
 - (3) 上記の対応でも感染拡大が懸念される場合は臨時の院内感染対策委員会を招集し、発生原因を究明するとともに、改善策を立案して実施するために情報提供を行い全職員への周知徹底を図る。
 - (4) 「医療法」及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、それに関連する通達の規定を遵守し、感染症の発生に関して規定された届出を適切に行うとともに、重大な院内感染が発生した場合、行政機関と連携し対応する。
 6. 患者等に対する指針の閲覧に関する基本方針
本指針は病院のホームページに公開し、患者・家族が閲覧を希望する場合には、閲覧に供する。
 7. 院内感染対策の推進のために必要なその他の基本方針
 - (1) 本指針は、定期的に見直しを行うとともに、改正は院内感染対策委員会の議を経て策定するものとする。
 - (2) 職員に院内感染対策の方策を周知するため、院内感染対策マニュアルを整備する。
なお、同マニュアルは、最新の科学的根拠や院内体制の実態に基づき適時見直しを行う。

附 則

この指針は平成 19 年 7 月 30 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 24 日）

この指針は平成 24 年 9 月 24 日から施行する。